

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドウムが、又、農作物の生育上問題があるものとして銅、砒素が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1mg/kg以上、銅については土壌中の含有量125mg/kg以上、砒素については土壌中の含有量15mg/kg以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかでは、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山である。〔岩美鉱山〕明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約140ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドウムの人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1mg/kg以上を含む玄米は認められなかった。

また、土壌については、昭和54～60年にかけて実施した調査で米の収量に影響があると判断される125mg/kg以上の銅を含む土壌が181地点中92地点あり、この調査結果に基づき、小田川地域の農用地53.4ha（台帳面積）を農用地土壌汚染対策地域として昭和61年2月14日指定した。また9月24日、農用地土壌汚染対策計画及び公害防止事業費事業者費用負担計画を樹立し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着工し、土地改良対象面積112.8ha中、平成2年度中で98.2ha終了している。

なお、鉱害対策として昭和47～平成3年度に事業費累計1,373,248千円で鉱水処理施設、沈殿物たい積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事堆積場鉱害防止工事等を行ってきたが、平成3年度は事業費101,118千円で鉱害防止工事等を実施した。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地について土壌、農作物調査を実施するとともに、県内魚介類10検体、県外魚介類10検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

1 土壌、農作物調査

小田川流域の水田140ヘクタールに対し、玄米中のカドウム含有量について7地点で調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドウム含有量は7地点平均で0.31mg/kgであり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドウム基準値1mg/kgを上回るものではなく、食糧庁長官通達で食用以外の用途に売却することとされている0.4mg/kg以上が2地点で検出されている

表126 平成3年度調査結果

(単位：mg/kg)

地 区	玄米中のカドミウム		
	調査地点数	最高値～最低値	平均値
岩美町 荒金	1	0.14	0.14
高住	2	0.65～0.42	0.54
岩常	1	0.29	0.29
” 太田	3	0.28～0.18	0.22
合 計	7	0.65～0.14	0.31

資料 平成3年度農蚕園芸課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類10検体、県外産魚介類10検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和48年7月23日厚生省暫定的規制）総水銀0.4ppmを下回っている。

表127 魚介類調査結果

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	10	10	0	ppm 0.06	ppm ND	ppm 0.03	
県外水揚魚介類	10	10	0	0.20	ND	0.05	
計	20	20	0	0.20	ND	0.04	

(注) 平成3年度衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品30検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表128 食品調査結果

種 類 別	総検 体数	検 出 値			暫定的 規制値	適	不適	備 考	
		最高値	最低値	平均値					
魚 介 類	県内水揚	10	0.05	ND	0.01	0.5	10	0	あじ、いわし、かます、 かれい、きす、さば、 たい、とびうお、はまち、 ひらめ、本かつお、 甲いか、しまめいか
	県外水揚	10	0.04	ND	0.02	0.5	10	0	
	計	20	0.05	ND	0.02	0.5	20	0	
牛 乳	—	—	—	—	—	—	—	—	
乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	
肉 類	8	ND	ND	—	0.5	8	0	牛肉、豚肉、鶏肉	
卵 類	2	ND	ND	—	0.2	2	0	鶏卵	
合 計	30								

(注) 平成3年度衛生課調査

ND 検出されず (0.01未満)

第8章 廃棄物

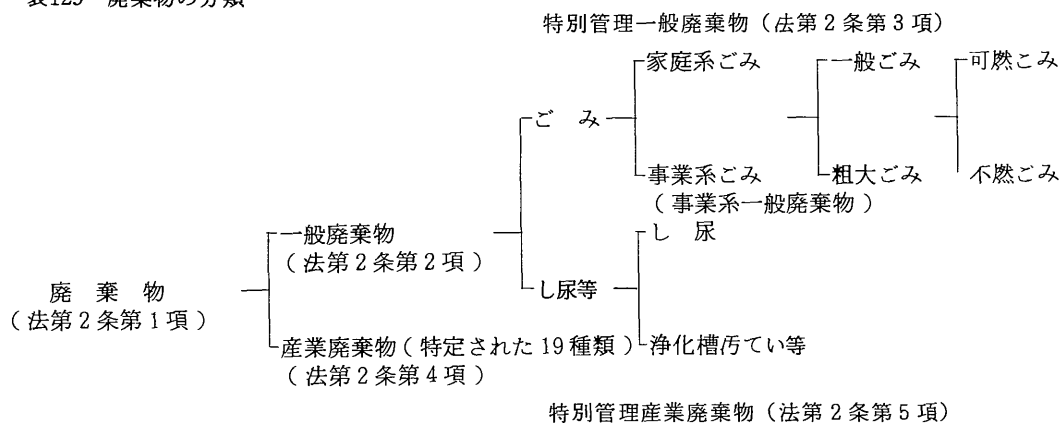
廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて行われている。

近年、経済活動の活発化、国民の生活様式の変化に伴い、廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化している一方で、廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また廃棄物の不法投棄等の不適正な処理が大きな社会問題となるなど、廃棄物の処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっている。

このため、国において廃棄物の処理に関する諸制度の抜本的な見直しがなされ、平成3年10月に廃棄物処理法制定以来の大幅な法律改正が行なわれた。（平成4年7月改正法施行）

廃棄物は、次表に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に従って処理されるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、産業廃棄物は排出事業者の処理責任が明定されている。

表129 廃棄物の分類



第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法に定めるところにより、所定の計画を策定し、これに基づき再生・収集、運搬、処理処分をすることになっている。

収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するため、各市町村において廃棄物処理施設の整備に努めている。

1 し尿処理

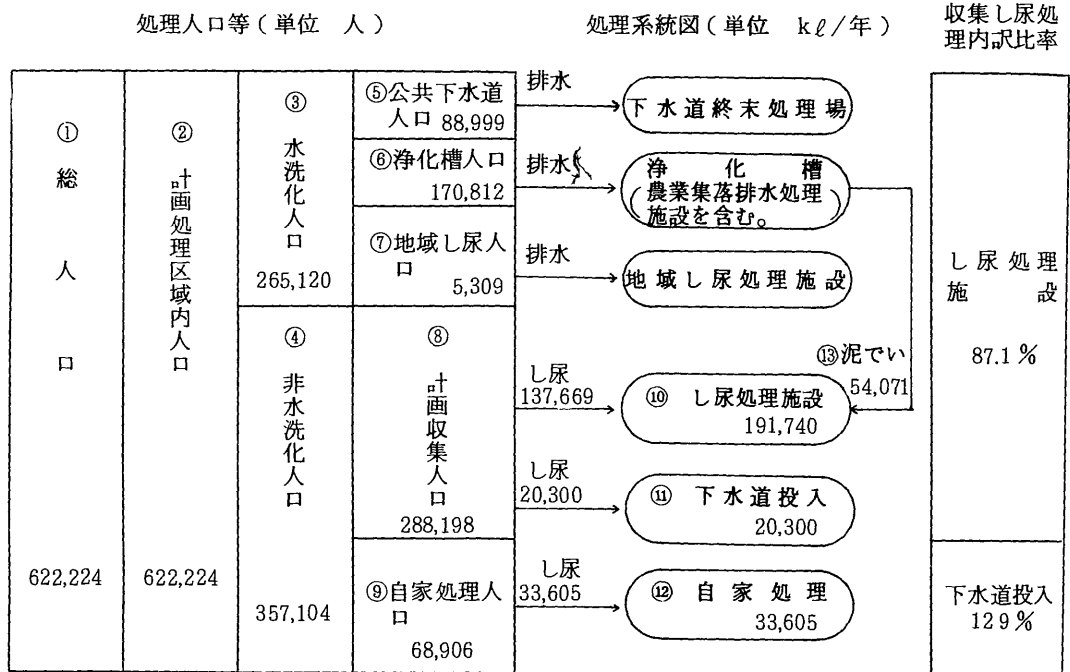
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望ましいが、下水道未整備の地域においては浄化槽が普及している。

しかし、多くの家庭は、くみ取り便所であり、これらのくみ取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。平成2年度におけるし尿の処理状況については、図14に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表130に示すとおりである。

なお、下水道計画区域外の地域において、し尿と雑排水を管きよにより集水処理している地域し尿処理施設の整備状況は表131のとおりである。

図14 し尿処理の状況（平成2年度実績）



計画区域率 ②/①×100 = 100.0 %

水洗化率 ③/①×100 = 42.6 % { 公共下水道水洗化率 ⑤/①×100 = 14.3 %
浄化槽水洗化率 ⑥/①×100 = 27.5 %

非水洗化率 ④/①×100 = 57.4 %

計画収集率A ⑧/①×100 = 46.3 % 計画収集率B ⑧/④×100 = 80.7 %

自家処理率A ⑨/①×100 = 11.1 % 自家処理率B ⑨/④×100 = 19.3 %

1人1日当たりし尿収集量

(⑩+⑪-⑬) × 10³ ÷ ⑧ ÷ 365 = 1.50 l/人・日

1人1日当たり浄化槽汚でい収集量

⑬ × 10³ ÷ ⑥ ÷ 365 = 0.87 l/人・日

1人1日当たりし尿排出量

(⑩+⑪+⑫-⑬) × 10³ ÷ ④ ÷ 365 = 1.47 l/人・日

表130 し尿処理施設の整備状況

(平成3年3月末現在)

設置主体名	施設の名 称	施設の所在地	A 施設の規 模 (kl/日)	処理方式	稼働開 始年月	B 平成2 年度中 の年間 実績 (kl/年)	B		残渣量 (t/年)
							A×年間 稼働日数		
東部広域行政 管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消化	46. 11	57,188	0.92		137
中部広域行政 管理組合	日の宮 浄苑	倉吉市小田字 日の宮3番地	120	嫌気性 消化	40. 7	42,726	0.98		1,217
米子市ほか 9か町村衛生 施設組合	米子 浄化場	米子市安倍 214番地	56	嫌気性 消化	39. 1	10,146	0.74		74
		米子市安倍 213番地	120	好気性 消化	49. 12	21,741	0.74		157
		米子市安倍 213番地	145	高負荷 脱窒素	2. 12	15,394	0.88		112
	白浜 浄化場	西伯郡淀江町 中間856番地	80	好気性 消化	42. 4	15,445	0.79		180
				高負荷 脱窒素	2. 12	7,540	0.78		88
境港市	境港市一 ツタ	境港市小篠津町 3632番地1	50	高負荷 脱窒素	平成 元. 12	14,971	0.82		757
日野町・江 府町・日南 町衛生施設 組合	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	30	二段活性 汚いでい	58. 3	6,589	0.60		44
計			595			191,740			2,766

表131 地域し尿処理施設の整備状況

(平成3年3月末現在)

市町村 施設名	項 目 処理方式	計画処理人口 (人)	実処理人口 (人)	計画1日 最大汚水量 (m ³ /日)	竣工年月
米子市河崎団地 汚水処理場	長時間ばっ気	3,000	2,088	900	48年3月
米子市富益団地 汚水処理場	〃	2,000	1,465	600	55年3月
米子市旭か丘 汚水処理場	〃	480	461	120	55年3月
境港市幸神町 汚水処理場	〃	1,250	1,112	469	56年3月
船岡町新庄地区 地域し尿処理施設	接触ばっ気	254	183	94	62年3月

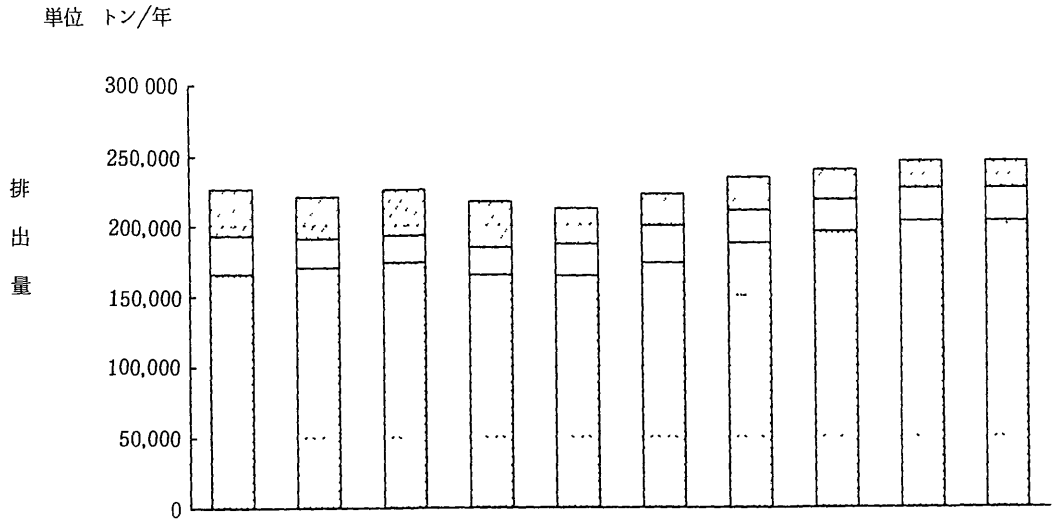
2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、図15のとおり年々増加する傾向にあり、最終処分場等処理施設の確保が困難化している状況から、ごみの排出量を抑制するとともに資源化を推進することが重要な課題となっている。

平成2年度におけるごみ処理の状況は、図16及び図17のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の84%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は9%、自家処理量は7%である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表132、表133のとおりである。

図15 県内年間ごみ排出量の推移

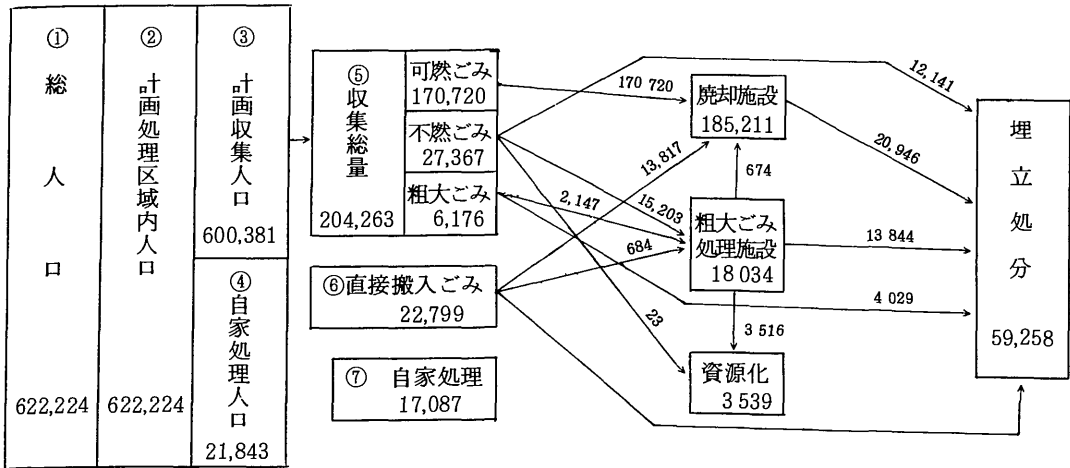


年 度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
□ 収集総量	165,396	170,086	173,316	163,992	163,612	173,191	186,972	194,568	202,105	204,263
□ 直接搬入ごみ量	27,496	20,599	19,311	20,387	22,971	26,296	23,416	23,094	23,960	22,799
□ 自家処理量	33,895	30,516	32,952	32,872	26,190	22,643	23,387	21,400	19,466	17,087
計	226,787	221,201	225,579	217,251	212,773	222,130	233,775	239,062	245,531	244,149

図16 ごみ処理の状況 (平成2年度実績)

処理人口等 (単位:人)

処理系統図 (単位 トン/年)



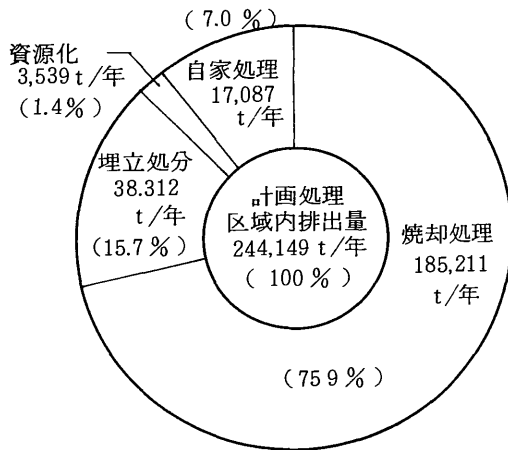
計画収集区域率 ② / ① × 100 = 100.0 %

計 画 収 集 率 ③ / ① × 100 = 96.5 %

1人1日当たりごみ排出量 A ⑤ × 10⁶ ÷ ③ ÷ 365 = 932g / 人・日

1人1日当たりごみ排出量 B (⑤ + ⑥ + ⑦) × 10⁶ ÷ ② ÷ 365 = 1,075g / 人・日

図17 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない

表132 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

（平成3年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (t/日)	炉型式	稼動開始年月	B 平成2 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率 B — (A×稼 動日数)	残渣量 (t/年)
鳥取市	神谷 清掃工場	鳥取市西今在家227	180	連続 焼式	49.11	52,318	0.81	6,764
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524、525	6	機械化 バッチ式	46.12	2,276	1.53	159
岩美町	岩美町 清掃工場	岩美町大字浦富字坊 谷	30	〃	53.6	3,295	0.45	418
福部村	福部浄苑	福部村大字中109	6	〃	50.4	978	0.55	65
河原町	河原町 こみ処理場	河原町大字郷原 434-2	5	固定 ハッチ式	46.4	211	1.41	21
			8	機械化 バッチ式	52.4	2,513	1.16	194
若桜町	若桜町宮 塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	〃	51.5	1,095	0.38	90
智頭町	智頭町 クリーン センター 組合立 こみ処理場	智頭町南方57	16	機械化 バッチ式	2.4	1,903	0.40	147
八頭東部 衛生施設組合	〃	船岡町大字水口 142-2	20	〃	50.10	5,274	0.91	236
佐治用頼こみ 処理施設組合	〃	佐治村大字葛谷字水 工谷478-2	12	〃	48.7	2,018	0.58	61
気高郡 衛生施設組合	〃	気高町大字八束水字 カーガ谷	20	〃	48.4	5,448	1.02	479
中部広域 行政管理組合	向山 清掃工場	倉吉市和田東町 893	36	〃	44.8	11,630	1.20	1,115
	東伯 清掃工場	東伯町田越104	50	〃	49.12	16,437	1.22	1,534
	赤碕分場	赤碕町箇津 514-2	5	〃	45.3	266	0.46	26
米子市	米子市 清掃工場	米子市河崎3333	290	連続 焼式	54.4	50,845	0.52	6,958
境港市	境港市 清掃 センター	境港市中野町2080	60	准連続 焼式	63.1	12,716	0.80	1,404
西伯町外2ヶ町 清掃施設管理組合	能竹焼却場	西伯町能竹	10	機械化 バッチ式	55.6	1,649	0.54	134
日吉津村	日吉津村 塵芥処理場	日吉津村日吉津 1866	3	〃	56.1	1,242	1.40	89

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (kl/日)	処理方式	稼働開始年月	B 平成2年度中の年間処理実績 (kl/年)	B		残渣量 (t/年)
							A×年間稼働日数		
淀江町	淀江町ごみ焼却場	淀江町大字福岡字高尾谷	10	機械化バッチ式	53.4	2,038	0.92		196
大山町	大山町環境美化センター	大山町豊房	12	機械化バッチ式	56.1	1,500	0.42		153
名和町	名和町塵芥処理場	名和町大字大塚877-2	3	固定バッチ式	44.4	752	0.96		71
			5	機械化バッチ式	51.4	1,551	1.00		118
中山町	中山町営塵芥処理場	中山町羽田井字中山原1419 226	5	〃	49.7	1,655	1.04		70
	中山町清掃センター	中山町羽田井1419 324	7	〃	3.5	0	0		0
日野町	日野町塵芥処理場	日野町黒坂187	3	固定バッチ式	45.7	315	0.35		16
			5	機械化バッチ式	53.4	1,222	0.83		61
日南町	日南町ごみ焼却場	日南町生山450	7	固定バッチ式	48.5	142	0.41		21
	日南町清掃センター	日南町下石見字九畝田	10	機械化バッチ式	2.6	999	0.61		92
江府町	江府町塵芥処理場	江府町江尾475	2	固定バッチ式	45.2	176	0.30		18
			5	機械化バッチ式	54.4	1,186	0.80		50
溝口町	溝口町清掃センター	溝口町福島	10	〃	元.4	1,561	0.78		186
計			844			185,211			20,946

表133 粗大ごみ処理施設

(平成3年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型式	A 公称能力 (t/日)	稼働開始年月	B 年間処理実績 (t/年)	計量	C 稼働日数
中部広域行政 管理組合	向山 清掃工場	圧縮・破碎併用	50	48.4	6,268	有	270
西部広域行政 管理組合	岸本中間 処理場	圧縮	50	元.1	11,766	有	295
計			100		18,034		

3 最終処分場

収集された廃棄物は、可能な限り焼却、破碎等の中間処理を行った後、最終処分場において埋立処分されているが、市町村が一般廃棄物を埋立処分している最終処分場は表134のとおりであり、その残余容量の合計は平成2年度末で約33万㎡となっている。

一方、最終処分場に埋立処分されている一般廃棄物は図16のとおり約59,000トンとなっている。

従って、最終処分場の残余容量の合計と年間埋立処分量からみて、平成2年度末において5年間程度の処分が可能な状況となっているが、ごみの量が増加する一方で最終処分場の設置が年々困難となってきたので、計画的な最終処分場の確保とともに、ごみの減量化を強力に推進することが必要である。

表134 一般廃棄物最終処分場整備状況

(平成3年3月末現在)

設置主体名	最終処分場名	所在地	埋立て 開始 年月	埋立て 終了予 定年月	面積 (㎡)	全体 容量 (㎡)	残余 容量 (㎡)	2年度 埋立て 実績 (㎡/年)
東部広域行政 管理組合	末恒不燃物処理場	鳥取市伏野 2228	昭和 59 4	平成 6. 3	42 200	450,900	219,316	33,565
岩美町	岩美町清掃 工場灰捨場	岩美町大字恩志 字奥飯部	53. 9	5 8	950	5,700	811	445
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益 524	46 12	2. 3	950	4,575	130	169
青谷町	青谷町一般家庭 粗大ごみ処理場	青谷町大字鳴庵 370-6	62 7	4 3	992	2,480	1,004	0
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井 437	47. 4	2. 3	5,700	17 100	3,117	1,200
若桜町	若桜町営 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46 4	5. 4	4,553	22,765	2,948	850
中部広域行政 管理組合	東伯埋立地	東伯町大字田越	49. 12	10. 3	8,000	74,000	31,348	6,037
環境プラント 工業株式会社 (西部広域行 政管理組合 業務委託)	環境プラント工業一 般廃棄物最終処分場	淀江町大字小波 字泉原	64 1	6 3	20,741	121,732	67,169	21 980
境港市	不燃物埋立地	境港市慶町 119	46 5	5. 5	10 010	70,962	7,827	3,144
計					94,096	770,214	333,670	67,390

4 浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への要望がたかまり 県内の浄化槽の設置基数も図18のとおり毎年約2,000基程度増加しており、平成3年度末には39,247基を数えている。

これらの浄化槽が所期の機能を発揮するためには、設置工事、保守点検 清掃等を適正に実施することが必要であるが、法律及び条例の規定により知事の登録等を受けた浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の数は表136、表137のとおりである。また、台所排水などの生活雑排水による湖沼、河川の汚濁が進んでいるが、し尿と併せて生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽は、下水道未普及地域における生活雑排水対策として有効である。

県においては、県下全域、処理対象人員が51人以上の浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽としなければならないとしたところである。

しかし、県内に設置されている浄化槽の大部分が家庭用の小規模なものであることから、家庭用浄化槽についても合併処理浄化槽の普及を図ることが課題となっている。

このため、合併処理浄化槽の生活雑排水対策上の有効性の啓発に努めるとともに、平成2年度から、国庫補助と併せて合併処理浄化槽設置に対する県費補助を行っており、平成4年度から補助対象区域を全県下に拡大し、合併処理浄化槽の設置推進に努めているところである。

図18 浄化槽設置基数の推移

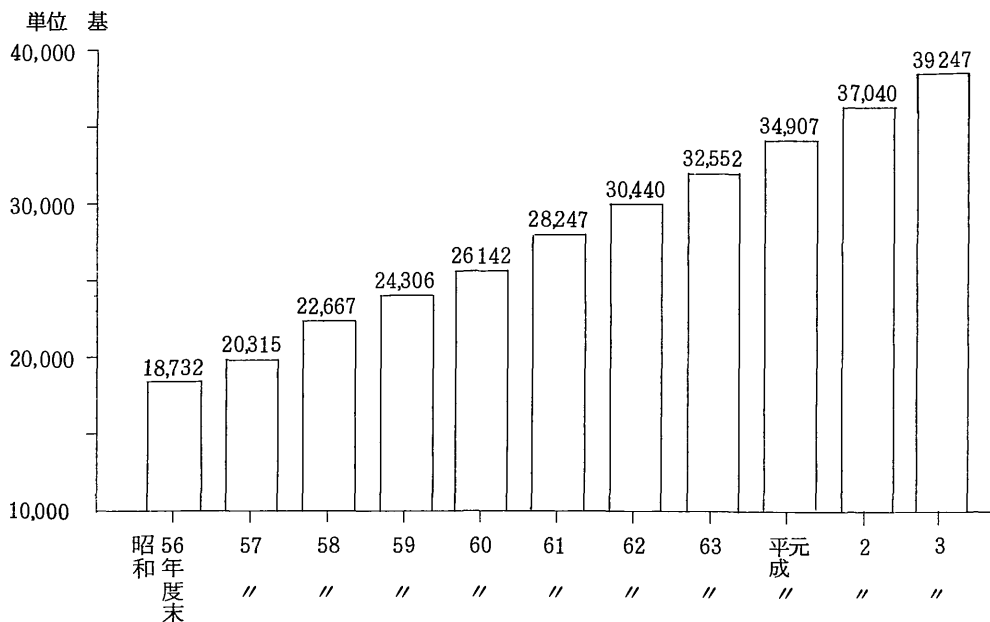


表135 保健所別浄化槽設置基数

(平成4年3月末現在)

人槽	保健所	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
～ 20		11,461	2,284	6,123	12,043	552	32,463
21 ～ 50		1,284	234	947	1,750	129	4,344
51 ～ 100		437	104	337	609	61	1,548
101 ～ 200		142	31	120	187	19	499
201 ～ 300		56	16	56	69	11	208
301 ～ 500		35	7	29	39	6	116
小 計		13,415	2,676	7,612	14,697	778	39,178
501 ～ 1,000		22	2	4	26	1	55
1,001 ～ 2,000		3	1		2		6
2,001 ～ 3,000		1			3		4
3,001 ～ 4,000				1	1		2
4,001 ～		1			1		2
小 計		27	3	5	33	1	69
合 計		13,442	2,679	7,617	14,730	779	39,247

表136 浄化槽工事業者数

項 目	登 録 業 者	届 出 業 者	合 計
業 者 数	18	179	197

表137 浄化槽保守点検業者数

(平成4年3月末現在)

保 健 所 名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	合 計
業 者 数	20	1	6	34	3	64

(注) 業者数とは、主たる営業所の所在地による。

5 監視・指導状況

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づき立入検査状況は次表のとおりである。

表138 廃棄物関係監視 指導状況

(平成3年度)

立入場所 検査件数	一 般 廃 棄 物						下 終 末 水 処 理 施 道 設	合 計
	し 尿 処 理 施 施	浄 化 槽	ご み 処 理 施 設	粗 処 理 大 理 ご 施 み 設	そ の 他	小 計		
立入検査件数	100	730	92	8	62	992	54	1,046
理化学検査件数	93	373	74	0	49	589	45	634

第2節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たって、地元住民等の理解を得ることが困難な場合も多く、処理施設の確保難や不法投棄などの不適正処理が問題となるなど、産業廃棄物をめぐる状況は、極めて深刻なものとなっている。

こういった状況のなかで、平成3年10月に、廃棄物処理法が全面改正されたところであり、県では新しい法秩序のもとで、これらの課題に適切に対応するために、昭和57年に策定した第2次鳥取県産業廃棄物処理計画を見直し、「排出事業者処理責任による適正処理の推進」、「減量化・再資源化等の推進」などを主眼とした第3次鳥取県産業廃棄物処理計画を平成4年3月に策定したところである。

(1) 産業廃棄物処理計画の概要

① 産業廃棄物の発生状況

平成2年度に実施した産業廃棄物実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成元年における県内の産業廃棄物の推計発生量は、2,956,060トンで、業種別比率は、農業39.2%、鉱業24.5%、製造業24.0%、建設業9.2%となっている。

また、種類別比率は、汚でい46.6%、家畜ふん尿39.2%、建設廃材7.6%となっており、この3種類で全体の約94%を占めている。

平成元年の産業廃棄物発生量を昭和55年と比較すると、全体として3.8%増加している。種類別にみると汚でいは若干減少しているものの、家畜ふん尿、建設廃材が増加しており特に建設廃材の増加が著しい。

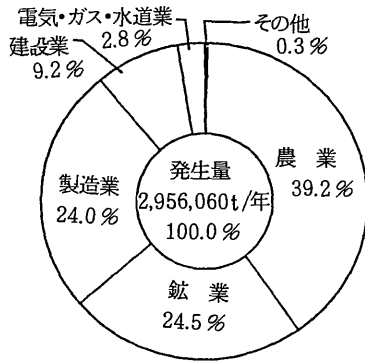


図 19 業種別発生量
(平成元年 農業を含む。)

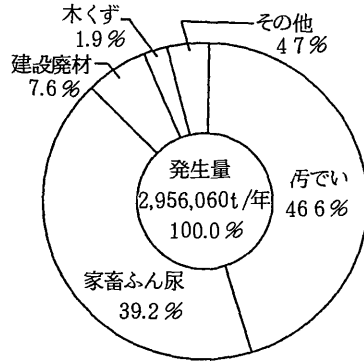


図 20 種類別発生量
(平成元年 農業を含む。)

2,849 千トン(100%)

192 (6.7)
33 (1.2)
917 (32.2)
1,707 (59.9)

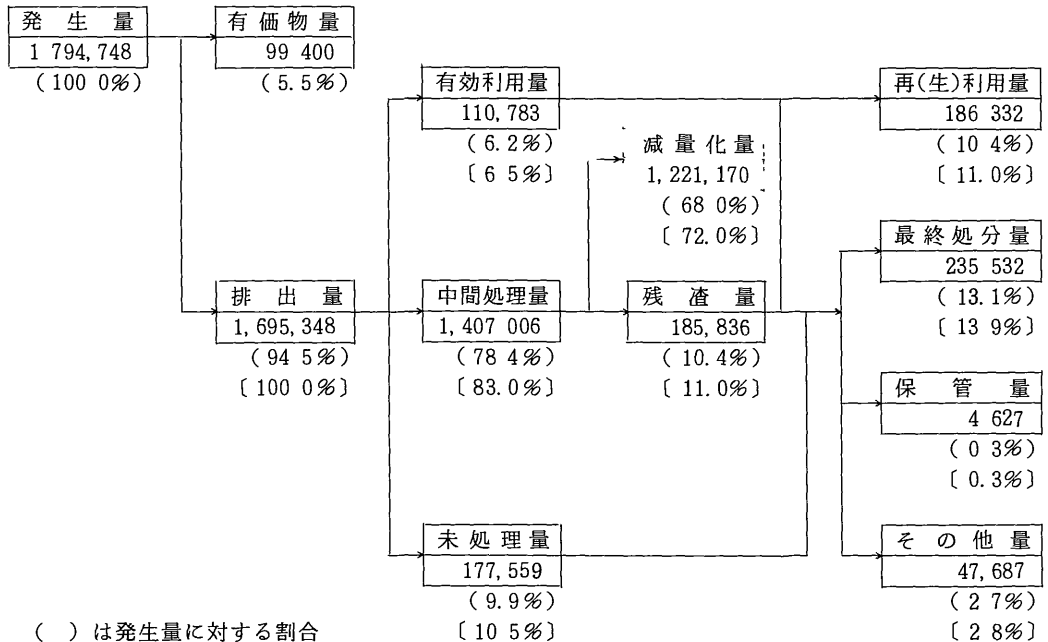
昭和 55 年

2,956 千トン(100%)

195 (6.6)	その他
226 (7.6)	建設廃材
1,158 (39.2)	家畜ふん尿
1,377 (46.6)	厩でい

平成元年

図 21 産業廃棄物発生量の昭和55年との比較 (農業を含む。)



() は発生量に対する割合
〔 〕 は排出量に対する割合

図 22 産業廃棄物の発生及び処理・処分状況

② 産業廃棄物の処理・処分状況

実態調査によって推定された産業廃棄物の処理 処分状況は図22のとおりである。

③ 排出量の将来予測

実態調査から、本県の産業廃棄物排出量（農業を除く。）の将来予測をみると、排出量は、今後も増大し、平成12年には、平成元年の1,695,348トンの約1.12倍の1,899,767トンに達するものと予測される。

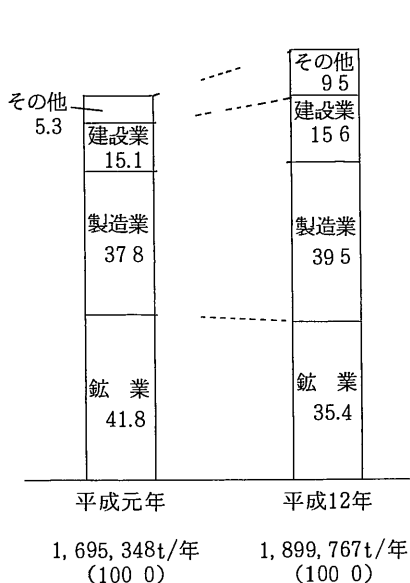


図 23 業種別将来予測量
（農業を除く。）

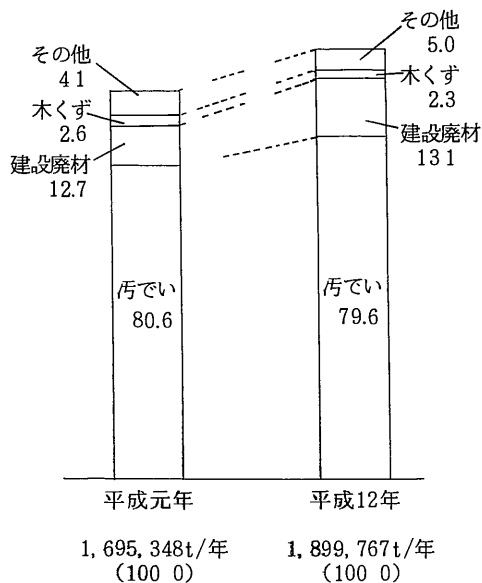


図 24 種類別将来予測量
（農業を除く。）

④ 処理計画の基本方針

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理することは、産業活動の円滑な推進のみでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、極めて重要であり 次の事項を本計画による産業廃棄物処理の基本方針とする。

ア 事業者処理責任に基づく適正処理の推進

事業者は、その事業活動によって排出する産業廃棄物を、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

事業者は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）への委託により産業廃棄物を処理する場合であっても、産業廃棄物が適正に処分されるまで、その産業廃棄物に責任を持たなければならない。

処理業者は、受託した産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

イ 減量化・再資源化等の推進

事業者は、生産工程の改善等により産業廃棄物発生量の抑制に努めるとともに、事業者及び処理業者は、積極的に資源化・有効利用を促進して、処理必要量の減量に努めるものとする。

事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、適切な中間処理により極力減量化を図るとともに、安定化、無害化に努めるものとする。

ウ 最終処分場等必要な産業廃棄物処理施設の確保

事業者及び処理業者は、周辺環境等に配慮した設置計画のもとに、県民の理解と協力を得ながら、最終処分場等必要な産業廃棄物処理施設の確保を図るものとする。

県及び市町村は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、産業の育成振興を図る観点から適正な産業廃棄物処理施設の確保について協力するものとする。

エ 県が関与した産業廃棄物処理施設の検討

県は、県内で発生した産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与による産業廃棄物処理の実施方策について検討を行い、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

オ 不適正処理防止対策の強化

県は、市町村の協力を得ながら、産業廃棄物処理に関する監視 指導や不法投棄パトロールなど不適正処理防止対策の強化に努めるものとする。

(2) 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は表139のとおりであり 産業廃棄物処理業者の平成3年度事業実績は表140のとおりである。

表139 産業廃棄物処理業者の許可の現況

(平成4年3月末現在)

業の種類		取り扱う産業 廃棄物の分類	安 定 型 産 業 廃 棄 物	管 理 型 産 業 廃 棄 物	廃 油 類	廃 酸 廃アルカリ	分 類 計 (実業者数)
県 内	収 集 ・ 運 搬		84	34	10	8	136 (91)
	中 間 処 理		1	0	0	0	1 (1)
	最 終 処 分		1	0	—	—	1 (1)
業 者	収 集 ・ 運 搬、中 間 処 理		8	11	4	2	25 (14)
	収 集 ・ 運 搬、最 終 処 分		17	8	—	—	25 (17)
	収 集 ・ 運 搬、 中 間 処 理、最 終 処 分		3	4	1	0	8 (4)
小 計			114	57	15	10	196 (128)
県外収集・運搬業者			81	69	53	42	245 (123)
合 計			195	126	68	52	441 (251)

備考(1) 安定型産業廃棄物とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガスをくず及び陶磁器くず、建設廃材をいう。

(2) 管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物、廃油類、廃酸 廃アルカリ以外の産業廃棄物をいう。(例 汚でい、動植物性残渣など)

表140 産業廃棄物処理業者の事業実績

区 分	処 理 実 績 (t / 年)	
	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
収 集 ・ 運 搬 量	82,496	87,919
中 間 処 理 量	17,726	28,149
最 終 処 分 量	46,006	43,558

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

① 中間処理施設の設置状況

発生した産業廃棄物は事業者又は産業廃棄物処理業者の設置する中間処理施設により可能な限り減量化されるが、これらの中間処理施設のうち一定規模以上のものについては「産業廃棄物処理施設」として届出することとされており 県内の届出施設設置状況及びその処理実績は表141のとおりである。(改正廃棄物処理法では、届出制から許可制に移行された。)

表141 中間処理施設の設置状況

(平成4年3月末現在)

施設の種 類	施設数	処 理 能 力	平成3年度処理実績
汚 での脱水施設	16 (30)	3,152 m ³ /日 (3,361)	1,023,062 t (1,046,785)
汚 での乾燥施設	3 (4)	84 m ³ /日 (102)	5,370 t (5,370)
汚 での焼却施設	4 (4)	135 m ³ /日 (135)	29,663 t (29,663)
廃油の焼却施設	3 (4)	8 m ³ /日 (8)	72 t (82)
廃プラスチック類の焼却施設	3 (5)	18 t/日 (19)	15,324 t (15,525)

(注) () 内は、届出規模未満の処理施設で県で把握しているものを含む。

② 最終処分場の設置状況

発生した産業廃棄物は、中間処理により可能な限り減量化された後最終処分場において埋立て処分されているが、事業者及び産業廃棄物処理業者が設置する最終処分場の設置状況は表142のとおりである。

表142 最終処分場の設置状況

(平成4年3月末現在)

設 置 主 体	施設数	平成3年度の処理実績
事 業 者	4 (5)	1,745 t (2,745)
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	16 (29)	42,052 t (48,505)
合 計	20 (34)	43,797 t (51,250)

(注) () 内は、届出規模未満の処理施設で県で把握しているものを含む。

(4) 監視・指導状況

産業廃棄物関係の監視 指導状況は表143のとおりである。

表143 産業廃棄物関係監視 指導状況

(平成3年度)

立 入 場 所	立入検査件数	理化学検査件数
排 出 事 業 所	192	20
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	40	7
中 間 処 理 施 設	34	3
最 終 処 分 場	158	130
そ の 他	206	0
合 計	630	160

2 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正処理を推進を図るため、第三次鳥取県産業廃棄物処理計画を基本とした各種の施策を推進している。

(1) 事業者、処理業者への指導、監督

事業者及び処理業者に対して、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制・減量化、再生資源化の推進及び適正処理の確保等について助言、指導、監督の強化を図り 産業廃棄物の適正処理を推進している。

(2) 産業廃棄物処理指導要綱の施行

県内の産業廃棄物を適正に処理するためには、その地域の実情に応じた処理施設の確保が重要である。

このため、県では、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる設置予定者と地域住民等との紛争の防止に努め、地域と共存した処理施設の確保を図るため、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「産業廃棄物処理施設等の立地環境に関する指針」を策定し、平成4年4月1日から施行した。

この要綱では、処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるとともに、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議制度を規定し、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図っている。

今後、要綱の円滑な運用により、処理施設が適正に設置されるよう指導していくこととしている。

(3) 医療廃棄物の適正処理対策

病院、診療所、衛生検査所等の医療関係機関から排出される医療廃棄物については、感染事故の発生につながらないよう滅菌等の処理が完全になされなければならない。

県では、厚生省から示された「医療廃棄物処理ガイドライン」を基本として平成2年2月に「鳥取県医療廃棄物処理指導指針」を策定し、医療廃棄物の適正処理に努めてきた。

さらに、平成3年10月の廃棄物処理法の改正に伴い厚生省から示された「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、新たに「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」を平成5年2月に策定し、4月から施行することとしている。

(4) 不法投棄対策の推進

全国的な最終処分場の不足や道路交通網の整備に伴い、本県においても産業廃棄物の不法投棄の増大が懸念されているところであるが、この産業廃棄物の不法投棄の早期発見及び未然防止を図る

ため、「産業廃棄物不法投棄民間監視員制度」を平成3年2月に設置した。

監視員は、市町村長の推薦により知事が委嘱（市2名、町村1名）しており、月に2日間、担当市町村の区域におけるパトロール活動に当たっている。

また、不法投棄事案の処理について、市町村及び警察等関係機関との連絡体制を強化し、投棄者の究明を行うとともに、投棄物の処理及び再発防止を図るため、平成4年6月に「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」を策定するとともに、投棄者不明の場合の原状回復措置として市町村への助成制度を創設した。

今後は、これらの制度の円滑な運用に努め、不法投棄の未然防止の徹底を図っていく

(5) 産業廃棄物適正処理に係る啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、社団法人鳥取県産業廃棄物処理業協会等関係機関と協力して、事業者、処理業者に対する各種研修会、講習会を開催している。

また、環境衛生週間、鳥取県を美しくする運動月間（9月）等において、市町村、一般住民等に対する研修会の開催等を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に努めている。

第9章 中小企業に対する貸付け

表144 鳥取県中小企業設備近代化金融資金制度（平成3年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	3,000万円以内（組合等 5,000万円以内）
貸付利率	年6.0%以内（保障付の場合年5.6%以内）
返済方法	12年以内（2年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	県指定金融機関

表145 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和58	3 件	6 220 万円
59	1	3 000
60	2	3 500
61	0	—
62	8	14 078
63	0	—
平成元	1	1,500
2	3	6 320
3	2	3 830

表146 施設別貸付実績

年度	施設別	汚水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額	
昭和58	3	6,220					
59	1	3,000					
60	2	3 500					
61	—	—					
62	8	14,078					
63	—	—					
平成元	1	1,500					
2	3	6 320					
3	2	3 830					

(2) 中小企業近代化資金等助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表147 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和57	} 該当なし	万円	
58			
59			
60			
61			
62	2	873	汚水処理施設
63	—	—	
平成元	—	—	
2	—	—	
3	5	7,386	汚水処理施設

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表148 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

年度	制度	(産業公害防止貸付)		(公害貸付)	
		中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
昭和57		5件	10,550万円	一件	一万円
58		1	2,000	—	—
59		2	9,000	—	—
60		4	21,000	1	100
61		—	—	2	830
62		2	3,400	—	—
63		—	—	1	850
元		—	—	—	—
2		2	3,500	—	—

(4) 公害防止事業団貸付け

表149 公害防止事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和57	} 該当なし	万円	
58			
59			
60			
61			
62			
63			
元			
2			

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を指名し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

(1) 平成3年度における本県の公害苦情受理件数は91件であり、平成2年度141件に比へ50件減少している。

(2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類	年度						
	昭和61	62	63	平成元	平成2	平成3	
大気汚染	22	14	16	29	18	9	
水質汚濁	21	26	30	18	41	21	
騒音	45	33	46	32	25	12	
振動	3	1	2	2	1	—	
悪臭	39	30	24	33	19	12	
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	
その他	27	25	38	31	37	37	
計	157	129	156	145	141	91	

公害の種類別苦情は、平成3年度受理件数では、水質21件（23%）騒音12件（13%）悪臭12件

(12%)、大気汚染9件(10%)、その他37件(41%)となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市28件(前年度44件)を最高に、境港市13件(前年度12件)鳥取市9件(前年度32件)の順となっており、ほとんどが市部に集中している。

2 公害苦情の処理状況

平成3年度における公害苦情件数91件中解決したものが87件で、解決率は96%となっている。

平成3年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

公害の種類 \ 区分	受理件数 A	解決件数 B	解決率($\frac{B}{A} \times 100$)%
大気汚染	9	8	89
水質汚濁	21	20	95
騒音	12	12	100
振動	0	0	—
悪臭	12	11	92
土壌汚染	—	—	—
その他	37	36	97
計	91	87	96

3 公害苦情の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業15件(16%)、家庭11件(12%)、建築土木工事3件(3%) 商店飲食店12件(13%)、畜産5件(5%)、その他45件(49%)となっている。

種類 \ 発生源	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	3	—	—	—	1	—	5	9
水質汚濁	5	1	—	1	2	4	8	21
騒音	2	1	—	—	—	6	3	12
振動	—	—	—	—	—	—	—	1
悪臭	3	—	—	4	1	—	4	12
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2	1	—	—	7	2	25	37
計	15	3	—	5	11	12	45	91

表150 平成3年度公害苦情件数

市町村名	区分	新規	繰越	合計	処理 (解決)	翌年 繰越	合計	備考
鳥取市		9	1	10	9	1	10	
米子市		28		28	28		28	
倉吉市			2	2	2		2	
境港市		13	1	14	13	1	14	
岩美郡								
国府町								
岩美町								
福部村								
八頭郡								
郡家町		1		1		1	1	
船岡町								
河原町								
八東町								
若桜町								
用瀬町								
佐治村								
智頭町								
気高郡								
気高町								
鹿野町								
青谷町								
東伯郡								
羽合町		1		1	1		1	
泊村								
東郷町								
三朝町								
関金町								
北条町								
大栄町		1		1	1		1	
東伯町		1		1	1		1	
赤碕町								
西伯郡								
西伯町								
会見町								
岸本町		2		2	2		2	
日吉津村		2		2	2		2	
淀江町		2		2	1	1	2	
大山町								
名和町								
中山町								
日野郡								
日南町								
日野町								
江府町								
溝口町								
県		31	8	39	36	3	39	
計		91	12	103	96	7	103	

表151 公害の種類別件数（新規）

区分 市町村名	大 気	水 質	土 壌	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
鳥 取 市	1	1		3		2	7	2	9
米 子 市	1	6		4		4	15	13	28
倉 吉 市									
境 港 市	2	4		2		2	10	3	13
岩 美 郡									
国 府 町									
岩 美 町									
福 部 村									
八 頭 郡									
郡 家 町								1	1
船 岡 町									
河 原 町									
八 東 町									
若 桜 町									
用 瀬 町									
佐 治 村									
智 頭 町									
気 高 郡									
気 高 町									
鹿 野 町									
青 谷 町									
東 伯 郡									
羽 合 町		1					1		1
泊 村									
東 郷 町									
三 朝 町									
関 金 町									
北 条 町									
大 栄 町		1					1		1
東 伯 町		1					1		1
赤 碓 町									
西 伯 郡									
西 伯 町									
会 見 町									
岸 本 町								2	2
日 吉 津 村	1	1					2		2
淀 江 町				1		1	2		2
大 山 町									
名 和 町									
中 山 町									
日 野 郡									
日 南 町									
日 野 町									
江 府 町									
溝 口 町									
県	4	6		2		3	15	16	31
計	9	21		12		12	54	37	91

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者を選任している工場数は53工場である。

表152 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種					
(12) 食 料 品 製 造 業	7	4 (2)				5 (5)					2 (1)				
(13) た ば こ 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)									
(14) 織 維 工 業	2	2 (2)				2					2				
(16) 木 材、木 製 品 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)									
(18) バ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	2 (2)			2 (2)				1 (1)	1 (1)					1 (1)
(21) 石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	12	6 (6)				12 (10)									
(25) 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	16	6 (6)				2 (1)						14 (14)			
(26) 鉄 鋼 業	3	3 (2)			1 (1)						2 (2)			2 (1)	
(28) 金 属 製 品 製 造 業	8	7 (5)				1 (1)		5 (4)			3 (2)			4 (3)	
(37) カ ス 業	1	1				1									
計	53	33 (27)			3 (3)	25 (19)		5 (4)	1 (1)	5 (2)	5 (4)	16 (15)	6 (4)	2 (1)	

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 () は、代理者の数である。